

公印省略

7 薬第 1 4 8 0 号
令和 7 年 8 月 2 1 日

毒物劇物営業者・業務上取扱者 各位

福岡県保健医療介護部薬務課長
(生産指導係)

毒物又は劇物の流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について

毒物及び劇物の適正な管理等の推進については、平素から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物取締法(昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号)においては、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としており、同法に基づく毒物劇物の適正な管理を指導しているところです。

しかしながら先般、令和 7 年 7 月 2 7 日に県内の毒物劇物業務上取扱者の事業所において、毒物を含む塩素系ガスが漏洩し、近隣住民を含む多くの方が医療機関を受診する事故が発生しました。

本事故についての詳細は現在調査中であるものの、設備の配管の破損が原因として考えられています。

毒物及び劇物取締法においては、毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上取り扱う事業者に対して、毒物又は劇物とその製造所等の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならないことを規定しているところ、上記のような漏洩事故が発生したことは誠に遺憾です。

つきましては、同種の漏洩事故の再発防止を徹底するため、下記事項の遵守徹底をお願いします。

また、販売先が業務上取扱者となる場合には、別添のチェックリスト(毒物劇物業務上取扱者用)を活用いただくよう周知願います。

記

- 1 毒物若しくは劇物の製造設備若しくは貯蔵設備、又は毒物若しくは劇物を使用する設備について、日常点検、定期検査等を含めた自己点検の実施を改めて徹底すること。業務上取扱者においては、別添のチェックリスト(毒物劇物業務上取扱者用)を活用すること等により自己点検を行うこと。

2 前記の検査等の実施にあたっては、昭和60年4月5日付け薬安第73号厚生省薬務局安全課長通知の別添に示されている基準を遵守すること。なお、本基準は毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準であるが、毒物若しくは劇物の製造設備又は毒物若しくは劇物を使用する設備についても本基準に示す検査等を準用されたいこと。

3 毒物劇物に関わるすべての作業手順を点検し、保健衛生上の危害を生じる可能性のある人為的ミス、機器の故障等を特定し、それを防止するための措置を講じるとともに、可能な限り、人為的ミス、装置の故障等が発生したとしても毒物劇物流出等の事故につながらないような措置を講じること並びに万が一毒物劇物流出等の事故が生じた際に直ちにその旨を保健所、警察署及び消防機関に報告を行う体制の構築を行うこと。

4 昭和50年11月6日付け薬安発第80号・薬監第134号厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知に示される毒物劇物危害防止規定が作成されていることを確認するとともに、その内容が適切であるか点検を行うこと。なお、毒物劇物危害防止規定については以下のHPにモデルが示されているので参考とすること。

○毒劇物の安全対策（厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室）

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

参考：福岡県内で発生した毒劇物業務上取扱事業所における塩素系ガス漏洩事故について(概要)

1 発生日時 令和7年7月27日

2 発生場所 福岡県大牟田市

3 発生状況

毒物及び劇物の業務上取扱者事業所において、ウレタン原料製造設備における配管に亀裂が生じ、毒物を含む塩素系ガスが事業所内外に漏洩したもの。

4 被害状況等

住民、警察・消防職員224名（8月12日現在、再受診者を含む延べ人数）が病院にて受診。